

# 税の申告が始まります

2月18日～3月15日

今年も税の申告の季節がやってまいりました。所得税の確定申告と納税、町県民税（住民税）の申告は、いずれも2月18日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談会場を開設します。日程については5ページのとおりでありますが、2月24日の日曜日に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

なお、例年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、該当の相談日をご確認のうえ、早めの申告をお願いいたします。

## 所得税の申告

### ◎申告が必要な方

- ①事業所得や不動産所得などがある方で、所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて残額のある方。
- ②給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
  - ・給与の年収が2千万円を超える方
  - ・給与を1ヶ所から受けて

いて、給与所得以外の所得が20万円を超える方  
・給与の支払いを2ヶ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

### ◎復興特別所得税

について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保するため、個人の方で所得税を納める義務のある方は、基

準所得税額に2.1%の復興特別所得税が併せて課税されます。

### ◎所得税が

還付される方

給与所得者で次のような方は、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ・多額の医療費を支払った方
- ・住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築等をした方
- ・平成30年中に退職し、年

末調整を受けていない方  
※源泉徴収票・各種控除証明書・領収書などをお持ちください。

### ◎配偶者（特別）控除

の変更点

平成30年分から、配偶者（特別）控除を受けようとする方の所得が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1千万円を超える場合は控除が受けられなくなります。

また、配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得は、従来の76万円未満から123万円未満となり控除される範囲が広がります。

### ◎譲渡所得がある方

平成30年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、町での受付が出来ませんので、佐原税務署で申告をお願いします。

### ◎青色申告で

合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成31年分から青色申告をする方は、3月15日までに青色申告承認申請書を提出する必要があります。

3月11日～13日に青色申告に関する相談に応じる「青色コーナー」を設置しますので、お気軽にご相談ください。

### ◎記帳・帳簿等の

保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。白色申告の方、金額が少額で確定申告をされない方も記帳等の義務がありますのでご注意ください。